

会津若松市工事請負契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)に係る運用について

本市発注工事において、最近の賃金等の急激な変動に対処するため、会津若松市工事請負約款第25条第6項(インフレスライド条項)の運用基準について、下記のとおり運用することとしましたのでお知らせいたします。

1. 内 容

インフレスライドとは、会津若松市工事請負契約約款第25条第6項に基づき、予期することができない特別の事情により、工期内に急激なインフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當になったときに、請負代金額の変更を請求できる措置です。

2. 今回の運用基準について

(1) 適用対象工事

- ・すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事

(2) 請負代金額の変更の考え方

・受注者又は発注者からのスライド請求(協議)があった場合、インフレ条項の適用により請負代金額の変更を行うものとします。

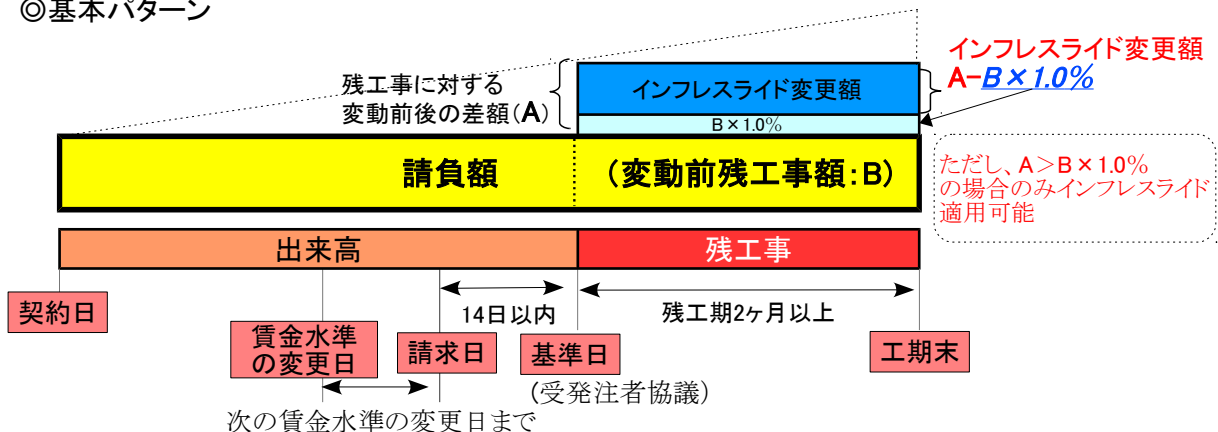
・スライドは、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の変更についておこなうものとします。

・請負代金額の変更額(スライド額)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とします。

※積算の詳細については、運用基準による。

(参考イメージ図) 国土交通省資料参考

◎基本パターン



(3)全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目		全体スライド (契約約款第25条第1項 から第4項)	単品スライド (契約約款第25条第5項)	インフレスライド (契約約 款第25条第6項) ※運用 基準の措置内容
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上 ある工事 (比較的大規模な長期工 事)	すべての工事 (運用通達発出日時点で 継続中の工事及び新規契 約工事)	すべての工事 但し、残工 期が2ヶ月以上ある工事 (運用基準の施工日時点 で継続中の工事及び新規 契約工事)
請負額 変更の 方法	対象	請負契約締結の日から 12ヶ月経過後の残工事量 に対する資材、労務単価 等	部分払いを行った出来形 部分を除く全ての資材(鋼 材類、燃料油類等)	運用基準に基づき会津若 松市において賃金水準の 変更がなされた日以降の 残工事量に対する資材、 労務単価等
	受発注者 の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はイ ンフレスライドと併用の場 合、全体スライド又はイン フレスライド適用期間におけ る負担はなし)	残工事費の1.0% (29条「天災不可抗力条 項」に準拠し、建設業者の 経営上最小限度必要な利 益まで損なわないよう定め られた「1%」を採用。)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレ スライド適用後、12ヶ月経 過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形 部分を除いた工期内全て の資材を対象に、精算変 更契約後にスライド額を算 出するため、再スライドの 必要がない)	可能 (運用基準に基づき 会津若松市において賃金 水準の変更がなされる都 度、適用可能)

3. 変更協議

- ・受注者又は発注者からの請負代金額の変更請求に基づき行うものとします。

4. 施行日

- ・平成24年3月12日

5. その他

- ・会津若松市工事請負契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)運用基準

《問い合わせ先》

総務部契約検査課 電話 0242-39-1212

※個別工事に係る適否については、各発注課となります。